

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月27日

【会社名】 東京電力パワーグリッド株式会社
(旧会社名 東京電力送配電事業分割準備株式会社)

【英訳名】 TEPCO Power Grid, Incorporated
(旧英訳名 Tokyo Electric Power Transmission & Distribution Business Split Preparation Company, Incorporated)
(注) 平成28年3月31日開催の臨時株主総会の決議により、平成28年4月1日から会社名及び英訳名を上記の通り変更している。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武部 俊郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

【電話番号】 03(6373)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 業務統括室経理グループマネージャー 白駒 亘祐

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

【電話番号】 03(6373)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 業務統括室経理グループマネージャー 白駒 亘祐

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】

一般募集 第1回社債(一般担保付)(3年債)	40,000百万円
一般募集 第2回社債(一般担保付)(5年債)	50,000百万円
計	90,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月15日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成29年2月20日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成29年2月27日に振替社債の総額を決定し、引受人及び引受けの条件等を内定したので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出する。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）
 - 券面総額又は振替社債の総額の欄
 - 発行価額の総額の欄
 - 利払日の欄
 - 利息支払の方法の欄
 - 償還期限の欄
 - 償還の方法の欄
 - 申込期間の欄
 - 払込期日の欄
 - 欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）
 - (1) 社債の引受け
 - (2) 社債管理の委託
- 3 新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）
 - 券面総額又は振替社債の総額の欄
 - 発行価額の総額の欄
 - 利払日の欄
 - 利息支払の方法の欄
 - 償還期限の欄
 - 償還の方法の欄
 - 申込期間の欄
 - 払込期日の欄
 - 欄外注記
- 4 社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）
 - (1) 社債の引受け
 - (2) 社債管理の委託
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示している。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

（訂正前）

券面総額又は振替社債の総額（円）	30,000百万円（注）12
------------------	----------------

（訂正後）

券面総額又は振替社債の総額（円）	40,000百万円
------------------	-----------

発行価額の総額の欄

（訂正前）

発行価額の総額（円）	30,000百万円（注）12
------------	----------------

（訂正後）

発行価額の総額（円）	40,000百万円
------------	-----------

利払日の欄

（訂正前）

利払日	毎年3月24日及び9月24日（注）13
-----	---------------------

（訂正後）

利払日	毎年3月24日及び9月24日（注）12
-----	---------------------

利息支払の方法の欄

（訂正前）

利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月24日及び9月24日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。（注）13</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
---------	---

（訂正後）

利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月24日及び9月24日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。（注）12</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
---------	---

償還期限の欄

(訂正前)

償還期限	平成32年3月24日(注)14
------	-----------------

(訂正後)

償還期限	平成32年3月24日(注)13
------	-----------------

償還の方法の欄

(訂正前)

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、平成32年3月24日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記(注)「3. 期限の利益喪失に関する特約」に定めるところによる。(注)14</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定(その後の変更、修正を含む。)に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	---

(訂正後)

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、平成32年3月24日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記(注)「3. 期限の利益喪失に関する特約」に定めるところによる。(注)13</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定(その後の変更、修正を含む。)に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	---

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成29年3月17日(注)15
------	-----------------

(訂正後)

申込期間	平成29年3月17日(注)14
------	-----------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成29年3月24日(注)15
------	-----------------

(訂正後)

払込期日	平成29年3月24日(注)14
------	-----------------

欄外注記

(訂正前)

(注) <前略>

12. 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、有価証券届出書提出日における見込額であるが、需要状況を勘案した上で増減することがあり、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定である。したがって、最終的な券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。なお、需要状況その他の要因を勘案した上で、本社債の発行を取り止めることがある。
13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。
14. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当るときは、その前銀行営業日に変更される。
15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成29年2月20日から平成29年3月17日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月9日」となることがある。

(訂正後)

(注) <前略>

12. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。
13. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当るときは、その前銀行営業日に変更される。
14. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成29年2月20日から平成29年3月17日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月9日」となることがある。

(注) 12の全文削除ならびに13ないし15の番号変更

2【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

(1)【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定(注1)	未定(注1)	未定(注1)	未定(注1)
計	-	30,000(注2)	-

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはみずほ証券株式会社(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目5番2号)、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)、SMB C日興証券株式会社(東京都千代田区丸の内三丁目3番1号)、大和証券株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)及びしんきん証券株式会社(東京都中央区京橋三丁目8番1号)に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に引受ならびに募集取扱契約を締結する予定。

2. 引受金額の合計額については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	12,000	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して引受けならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は総額6,000万円とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	8,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	8,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,000	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	2,000	
計	-	40,000	-

(注) 引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しているが、利率決定日に引受ならびに募集取扱契約を締結する予定。

(注) 1の番号削除及び2の全文削除

(2) 【社債管理の委託】

(訂正前)

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間50万円を支払うこととしている。

(注) 社債管理者の名称及びその住所ならびに委託の条件については、上記のとおり内定しているが、委託の条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に社債管理委託契約を締結する予定。

(訂正後)

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間60万円を支払うこととしている。

(注) 社債管理者の名称及びその住所ならびに委託の条件については、上記のとおり内定しているが、利率決定日に社債管理委託契約を締結する予定。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

（訂正前）

券面総額又は振替社債の総額（円）	40,000百万円（注）12
------------------	----------------

（訂正後）

券面総額又は振替社債の総額（円）	50,000百万円
------------------	-----------

発行価額の総額の欄

（訂正前）

発行価額の総額（円）	40,000百万円（注）12
------------	----------------

（訂正後）

発行価額の総額（円）	50,000百万円
------------	-----------

利払日の欄

（訂正前）

利払日	毎年3月24日及び9月24日（注）13
-----	---------------------

（訂正後）

利払日	毎年3月24日及び9月24日（注）12
-----	---------------------

利息支払の方法の欄

（訂正前）

利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月24日及び9月24日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。（注）13</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
---------	---

（訂正後）

利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月24日及び9月24日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。（注）12</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
---------	---

償還期限の欄

（訂正前）

償還期限	平成34年3月24日（注）14
------	-----------------

（訂正後）

償還期限	平成34年3月24日（注）13
------	-----------------

償還の方法の欄
（訂正前）

償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、平成34年3月24日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。（注）14</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
-------	---

（訂正後）

償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、平成34年3月24日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。（注）13</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
-------	---

申込期間の欄

（訂正前）

申込期間	平成29年3月17日（注）15
------	-----------------

（訂正後）

申込期間	平成29年3月17日（注）14
------	-----------------

払込期日の欄

（訂正前）

払込期日	平成29年3月24日（注）15
------	-----------------

（訂正後）

払込期日	平成29年3月24日（注）14
------	-----------------

欄外注記

(訂正前)

(注) <前略>

12. 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、有価証券届出書提出日における見込額であるが、需要状況を勘案した上で増減することがあり、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定である。したがって、最終的な券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。なお、需要状況その他の要因を勘案した上で、本社債の発行を取り止めることがある。
13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。
14. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の5年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当るときは、その前銀行営業日に変更される。
15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成29年2月20日から平成29年3月17日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月9日」となることがある。

(訂正後)

(注) <前略>

12. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。
13. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の5年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当るときは、その前銀行営業日に変更される。
14. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成29年2月20日から平成29年3月17日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月9日」となることがある。

(注) 12の全文削除ならびに13ないし15の番号変更

4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1)【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定(注1)	未定(注1)	未定(注1)	未定(注1)
計	-	40,000(注2)	-

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはS M B C日興証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）、野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号）、大和証券株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）、しんきん証券株式会社（東京都中央区京橋三丁目8番1号）及びみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に引受ならびに募集取扱契約を締結する予定。

2. 引受金額の合計額については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	17,500	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して引受けならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は総額9,750万円とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,500	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	6,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,500	
計	-	50,000	-

(注) 引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しているが、利率決定日に引受ならびに募集取扱契約を締結する予定。

(注) 1の番号削除及び2の全文削除

(2) 【社債管理の委託】

(訂正前)

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間60万円を支払うこととしている。

(注) 社債管理者の名称及びその住所ならびに委託の条件については、上記のとおり内定しているが、委託の条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に社債管理委託契約を締結する予定。

(訂正後)

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間70万円を支払うこととしている。

(注) 社債管理者の名称及びその住所ならびに委託の条件については、上記のとおり内定しているが、利率決定日に社債管理委託契約を締結する予定。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
70,000	143	69,857

(注) 1. 上記金額は、第1回社債及び第2回社債の合計金額である。
2. 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額である。

(訂正後)

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
90,000	176	89,824

(注) 上記金額は、第1回社債及び第2回社債の合計金額である。

(注) 1の番号削除及び2の全文削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額69,857百万円は、平成29年3月末までに設備資金及び借入金返済ならびに社債償還に充当する予定である。なお、平成28年度第3四半期末における1年以内返済予定の長期借入金は44,124百万円、社債は1,367,750百万円となっている。設備投資計画については、「第二部 企業情報 第3設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」のとおりである。

(訂正後)

上記差引手取概算額89,824百万円は、平成29年3月末までに設備資金及び借入金返済ならびに社債償還に充当する予定である。なお、平成28年度第3四半期末における1年以内返済予定の長期借入金は44,124百万円、社債は1,367,750百万円となっている。設備投資計画については、「第二部 企業情報 第3設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」のとおりである。